

会 則

平成24年7月7日改訂

第1章 総 則

- 第1条 本会は芝浦工業大学静岡県同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り併せて母校の発展を助けることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するため、下記事業を行うものとする。
1. 会員名簿の発行。
 2. 母校の現状及び本会の動静等を通信又は大会により報告する。
 3. その他本会の目的を達するため適当な事業。
- 第4条 本会の事務局は役員宅に置く。

第2章 会員・役員

- 第5条 本会の全員は下記の種類とする。
1. 本会員は学校法人芝浦工業大学卒業生で静岡県出身・在住及び勤務する者。
 2. 学校法人芝浦工業大学に在学した者で会員の紹介を有する者。
 3. 特別会員 ー 母校職員又は職員であったもの。
- 第6条 本会に下記の役員を置く。
- 会長（1名）、副会長（4名以内）、幹事（若干名）
事務局（3名）、会計（1名）、会計監査（2名）
- 第7条 会長は総会の席上、会員中より選出する。
- 副会長 幹事、事務局、会計、会計監査は会長が指名し総会の承認を得る。

- 第8条 役員任期
役員任期は2年とする。但し再選は妨げない。
役員に欠員が生じた時は会長が会員中より委嘱することができる。
- 第9条 本会に顧問を置くことができる。

第3章 会 務

- 第10条 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長に事故のあった時は代理をする。
- 第11条 幹事は会長・副会長を補佐し会務を処理する。
- 第12条 会長は役員を招集し本会の予算・決算・その他重要な会務を審議する役員会（幹事会）を設ける。
- 第13条 本会は毎年総会を開き会務並びに会計の報告を行い本会の事業等についての重要事項を協議する。
但し必要に応じて臨時大会を開くことができる。
- 第14条 本会の会計年度は6月1日から翌年5月31日とする。
- 第15条 会員は会費として当分の間年額 3,000円を納付する。

第4章 附 則

- 第16条 本会則の変更は大会において出席者の3分の2以上の賛成を得ることを要する。
- 第17条 本会会員は、その名簿記載事項に変更のあった時はその都度事務局に通報するものとする。